

令和４年 第１５回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和４年８月９日（火）午後１時３０分

場 所：教育委員会室

教育長	蓮沼千秋
教育長職務代理者	井戸道代
委員	平井俊一
委員	天野安喜子
委員	庭野正和

事務局	教育推進課長	飯田常雄
	学務課長	大關一彦
	教育指導課長兼教育研究所長	
		佐藤嘉弘
	学校施設課長	八木邦夫
	統括指導主事	百々和世
	統括指導主事	千葉一知

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	杉浦佳之
	同 主査	志村一彦

蓮沼教育長	開会時刻 午後１時３０分 ただいまから、令和４年第１５回教育委員会定例会を開催します。 日程第１、署名委員を決定します。天野委員と庭野委員にお願いします。 続いて、日程第２、議案の審議にまいります。 第２７号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
飯田教育推進課長	お手元の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の新旧対照表案をご用意ください。 資料の説明をさせていただき前に今回の改正の概要を口頭でご説明させていただきます。 今回は、夏季休暇の取得期間の延長というのが趣旨でございます。昨年度も同様の形で夏季休暇の長期化と延長ということは実施させていただきました。昨年度は、夏季休暇、７月から９月までの間に５日間お休みがとれる休暇ですが、ちょうどオリンピック・パラリンピックの対応やコロナの対応ということで、その期間にお休みがとりにくい職員が多いたろうということで、取得期間を１１月までに延ばしました。今年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が起きている中で、対応業務が必要な職員が多くなっているところから、同様に取得期間の延長をするというものでございます。区長部局も含めて区全体で同様な対応をする予定です。 それでは、お手元の資料の左側の新しいところ、第２７条をご覧ください。こちらが夏季休暇の説明になってございます。夏季休暇は、夏季の期間７月１日から９月３０日までにおいて職員が心身の健康の維持及び増進、または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。第２項が、夏季休暇は、原則として、日を単位として５日以内で承認するという休暇の制度になってございます。こちらにつきまして、今回改正いたしますのが、付則第７条の２項、赤字で示している部分でございます。第２７条第１項、先ほどの夏季休暇の取得期間の延長は、「令和四年度に限り、同項中『九月三十日』とあるのは『十一月三十日』とする。ただし、令和四年十月一日以降に採用される職員については、この限りでない」というものでございます。付則にございますように、この規則は議決いただいた後、公布の日から施行するということで改正をさせていただくものであります。 説明は以上です。

教 育 長	この件に関しまして、何か質問、意見ございますか。 特によろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	ほかになれば、第２７号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 続いて、第２８号議案、「令和５年度小・中学校特別支援学級における教科用図書の採択について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
佐藤教育指導 課 長	お手元に資料として２点、「江戸川区立学校教科用図書採択要綱」と「令和５年度小・中学校特別支援学級における教科用図書の採択について」がございます。 まず、教科用図書採択ですが、要項の第１条の目的に書かれております「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」並びに「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づきまして、採択されるものでございます。 次のページをご覧ください。第６条に特別支援学級で使用される教科書の採択にいて規定されており、今回区立学校に設置されている特別支援学級で使用する教科書について、採択の審議をお願いするものでございます。原則として、区立学校の通常学級で使用する教科書を採択するものですが、学校教育法附則第９条の規定による一般図書、いわゆる検定図書教科書外のものも採択することは可能です。今回の令和５年度の教科書採択に関しましては、全て検定済みのもの、通常学級で使用する教科書を採択する方向で今、取り組んでいるところです。 もう一つの資料をお開きいただきますと、小学校から中学校まで全て通常学級で使用している教科書と同様のものを記載しております。こちらで進めたいというふうに考えてございますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
教 育 長	この件に関しまして、何か質問、意見などございますか。

庭 野 委 員	今回、特別支援学校から特に要望とか全くないのでしょうか。
教育指導課長	特に、こちらの耳には入っておりません。しかしながら、学力が伴わない子どもに関しては、下の学年の教科書を使用して授業をというような話は聞いております。
庭 野 委 員	分かりました。
教 育 長	ほかにございますか。 来年は小学校、再来年が中学校の教科書採択です。かなり大きな仕事待ちを受けておりますが、特別支援学級では同じような教科書を使って、もちろん個人差がありますので、学校でその子に合った必要なテキストなどできるものは用意していくということでございます。 ほかになれば、第28号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり、決定いたします。 続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。 はじめに、教育委員会後援名義の使用承認について、事務局から説明いたします。
教育推進課長	それでは、教育委員会後援名義等使用申請一覧、A4横版の資料をご覧ください。 今回、報告させていただく、後援名義は1件でございます。4回目の申請となります。行事名が第14回江戸川区少年少女囲碁大会。令和元年以来、3年ぶりの開催でございます。申請者は、江戸川区囲碁連盟会長。事業目的は、囲碁の交流を通じて、伝統文化を継承し、子どもの健全育成を目的として開催するというものでございます。実施日時は、令和4年9月18日(日)、会場は、グリーンパレス5階の孔雀・常盤でございます。事業の対象といたしましては、4歳から中学生までの児童生徒等でございます。経費の徴収といたしましては、参加費の徴収を行ってございます。参加される方のレベルといたしますか、腕前に応じまして、上級のものについては1,000円、中級の者については500円、初心者については無料というような形の区分け

	をしております。初心者の方が気楽に参加していただけるようにということで、こういった参加費の設定をされたということで伺っているものでございます。 次のページご覧いただきますと、企画書をつけさせていただいているかと思えます。企画書の下の方でございますが、コロナ対策というところをご覧ください。①募集人数を会場の定員数の1／2以下にすることにより対局者の間隔をとる。②対局時もマスクの着用を求める。③対局毎に手指の消毒をする。④午後に開催することにより、以前は一日開催をしております、途中で昼食の時間もありましたが、午後開催にすることにより、昼食時間をなくすというようなことを行いながら、開催するというところでございます。 次のページが予算書、最後に少年少女囲碁大会のチラシの案をつけさせていただきました。
教 育 長	この件に関しまして、何か質問、意見はございますか。
庭 野 委 員	前回、3年前はどのくらいの子どもたちがこれに参加していたか、お分かりですか。
教育推進課長	3年前でございますが、参加者数としては182名、試合に参加された方が132名、そのほか一緒に行われた囲碁教室に参加された方々が50名、合わせて182名の参加があったと伺っています。
庭 野 委 員	大変多い人数ですね。やっぱり囲碁や将棋は子どもにとって頭脳を使ってやるものなので、前を読むというか、先を読むという、問題解決をしていくということにとっても有意に働くものだと思いますので、ぜひ今回、できるようにしていただければと思います。コロナ対策も昼食時間をなくして、できるだけ飛沫感染しないようにということもできていることなので、とても慎重にされているなというふうに感じました。
平 井 委 員	江戸川区囲碁連盟の理事長の方は、小学校や中学校のPTA会長になっていた方で、小P連の会長もやられていました。毎回、毎年1回は小P連、中P連の役員会にも顔を出していただいて、囲碁普及に尽力されているということで、今回も3年ぶりということで大会として開催されるということで応援しております。

教 育 長	後援に小学校PTA連合協議会とあります。私のところに代表の方がお見えになって熱心にお話をされていられました。藤井聡太さんの関係でちょっと囲碁が押され気味だと話されていましたが、囲碁もとても素晴らしいと思います。ほかよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	ほかになれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 次に、いじめ電話相談（令和４年度７月分）について事務局から説明いたします。
佐藤教育研究所 長	７月分のいじめ電話相談の件数は２件でございます。内訳は、小学校１年の女子、それから中学１年の女子の２名でございます。架電者別ですが、母親から２件、その他１件は祖母。内容は言葉によるいじめでございます。
教 育 長	いじめ電話相談に関しての報告、質問、意見等ございますか。
天 野 委 員	大体７月というのはこういう数値になってくるのでしょうか。このお二方、お母さんと祖母ということなのですから、これは別々の方のご相談という理解でよろしかったのでしょうか。
教育研究所長	この内容の件数、相談は別の児童生徒です。別の家庭です。
教 育 長	ほかよろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	ほかになれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、令和４年第１５回教育委員会定例会を終了します。 閉会時刻 午後１時４５分